

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の構造と設置の諸条件

寺田盛紀（名古屋大学）

1. 背景(必要性)

- 1-1. 諸外国の職業教育制度の展開状況、EU,ASEAN 等、国間の相互対照(相互移動)作業に鑑み、我が国の高等教育段階の職業教育制度を再編し、国の職業教育力を高める必要があること。
- 1-2. 短期大学、高等専門学校及び専門学校の卒業生は、4年制大学へ編入学する以外では、大学の科目等履修生として単位取得した後又は短期大学・高等専門学校の専攻科で学修した後、学位授与機構の認定を通してでしか大卒と同等レベルの修了資格(学士)を得られない。こうした「袋小路」を解消し、4年間の職業教育を中心とした学修でも学士に到達できるパスの構築が求められる。
- 1-3. 短期高等(職業)教育、専修学校教育の高度化、一層の特色化を通じて、卒業生の Employability を高める必要がある。← 工学系はすでに修士修了のレベル(事実上の6年制化)に引き上がっており、例えば、エンジニアと製造工程従事者をつなぐ中堅技術者のレベルアップが必要。4大以外も高度化・年限延長が求められる。

2. 育成すべき人材

- 2-1. 観光、環境、建築、IT・コンテンツ、自動車整備、デザイン、芸術・工芸、福祉マネジメント等、新専門職人材の養成、技術職、既存の準専門職人材のレベルアップを図る。
 - Ex. 労働力見通し：環境・エネルギー、健康、観光・地域関連(農業・食料品製造)等新成長戦略対応。
 - 2020年産業別就業者見通し(JILTTP)：量的に比較的大きく、付加価値、生産額両ベースで増加見込める医療・福祉、その他サービス(付加価値ベース)、小さいが輸送用機械製造業。成長志向ではないが、パイが大きい建設業、小売業など。
 - Ex. 職業分類(2008年改訂国際標準職業分類でも、日本の分類で「専門的・技術的」は「専門職」と「技術職、準専門職」に分化されている)
- 2-2. 教養を含めた基礎力が担保された上で、専門知識・技能、とくに実践的スキルに秀でた人材を育成する。近年の知識、技能に加えてコンピテンシー(社会的・自律的活動・道具活用等のスキル=OECD 2003, DeSeCo, 米必須技能委員会の SCANS 1992 の資源活用・人間関係・情報・システム・技術の5スキル)重視の傾向は、職業教育・専門教育の資格枠組み(目標要素)となり、実践(現場実習や実践志向の講義)志向に変化している。

- Ex. 看護師養成の大学化のように、実習課程(隣地実習)を削減しつつ、教養課程の拡大による高度化(学士化)にならないようにすること。1951年看護師等養成指定規則 3927/5027、1967年改正 1770/3375、1989・平成元年 1035/3000、1997・平成8年 1035/2895、2009・平成21年 1125*/3,000。(ドイツでは約2000時間)
・H10年代以降4年制大学約150校、短大約40校

3. 新制度の基本構造と設計

- * 別紙のイメージ図参照。
- 3-1. 短大や専門職大学院と並ぶ大学セクターの一部として、もしくは高専と並ぶ新規の高等教育機関の1つとしての位置づけのいずれかであってよい。将来的には、職業教育機関の再編統合が望ましい。
- 3-2. 当面、新設のほか、短大や専修学校専門課程からの移行・再編を通じて設置する。
- 3-3. 新機関の設計(年限・卒業)
 - ー 2~3年制の前期の基礎(専門)課程と、1~2年制の後期の専攻(学士)課程、との2段階編成とし、前期課程修了時には、後期課程進級、さらに4年制大学への編入、就職のパスも用意する。
 - ー 後期課程の入学者は、前期課程修了者、前期課程修了後に就業している者もしくは数年間の実務経験を経た者(ドイツ型のデュアル課程=学士か上級職業資格取得のいずれかを取得できるコース)。短期大学、高専、専修学校専門課程の卒業者も対象とする。

4. 教育課程

- * 資格対応型職業教育と産業分野志向(非認定資格型)職業教育
- 4-1. 教育課程として、教養科目(資格対応型10、非認定型20程度)と専門科目を100~120程度とし、専門課程・実習に特化する。
- 4-2. 教養科目について、それぞれの専門分野を考慮し、弾力的に編成する(非体育系分野では、体育科目を置かないなど)。英語教育については、ビジネス英語や工業英語など、重視する。
- 4-3. 専門課程は講義、演習科目と実習科目とする。実習には臨地実習・現場実習を相当程度義務づける。大学化することにより、教養科目に重点が置かれすぎることによって実習科目が減少することを避ける(後述)。
- 4-4. 産業界等(公務・教育福祉分野を含む)の関係者の協議による課程編成を行う。

5. 学位・機関の名称

- 5-1. 学位：国際的通用性(修了証の各国での同等的価値)を持たせるために、短期課程は準学士(Associate)、長期課程は学士もしくは専門学士(Bachelor)とする。
- 5-2. 名称：専門大学、専科大学、高等専門大学などが考えられる。職業大学は厚労省所管の能開大の通称になっている。

6. 教員

6-1. 採用資格

- 一 教授相当の教員の資格要件は、修士以上を標準とし、博士取得者も含まれるようにする。
- 一 当面は、並列書きで当該機関と同等水準以上の卒業者で実務経験ないし教育経験がある者以上とする。

6-2 科目により、とくに実習科目、一部の講義科目の教員は実務経験者とする。

7. 設置基準、特に校地・教員

7-1. 教員組織、教員資格、収容定員、教育課程、卒業の要件等、校地・校舎等の面積及び設備等、基本的には大学、短大等とほぼ同じ項目を備えた設置基準とする。

7-2. 但し、内容的には、大学等と異なる独自の基準とする。

現行の大学設置基準等とは独立した設置基準（規程）を設けることとする。

<独自の基準を設ける理由>

- 一 実践的職業教育機関であるため、企業等と兼任した実務家教員等の確保の面、受け入れ学生(社会人が相当数含まれること)の通学の利便の面、実習を必修とするような資格・検定試験に対応した職業教育の必要性、その他産業界との連携型の実習教育を特色とする職業教育の必要性、さらに分野が多岐にわたるため実習先・連携先が大都市及び地方都市にならざるをえない場合があることなど、都市部への設置を認める必要性が高いこと
- 一 大学設置基準で対応できない可能性がある点。

- ・ 学術研究を行う大学とは異なり、職業教育に重点を置く大学であることを踏まて、設置認可や評価などが行われるよう、大学の目的規程(第 83 条)の親規定に代えて、実践的な職業教育を行う旨の新たな高等教育機関の目的規定の追加が重要。

- ・ 第 21 条(単位) 資格対応型課程の場合、大学としては、「一単位の授業科目を四十五時間・・・標準とし」、「二 実験・実習及び実技については、三〇時間から四五時間の範囲で・・・一単位とする」、また、第 32 条(卒業の要件) 「大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得する」となっているが、資格における単位の計算がこれとは異なることがあることから、大学としての卒業単位数を備えるのに困難を伴う場合がある。

→ 弾力的な単位換算

Ex.: 自動車整備士 2 級課程(2 年)、1 級課程(2 年+2 年)のそれぞれの国土交通省基準は、学科 300 時間(÷30×2=20 単位)、と実習 600 時間、実務実習 900 時間(÷45×1=33 単位)で、2 年間で 53 単位。大学では、近年 45 時間に対応。看護師課程(上記)は平成 8(1997)年以降 45 時間 1 単位。

- ・ 特に実務家教員については企業等と兼任した者を配置する必要性が高いため、必要教員数の設定にあたり、専門職大学員の規定（専門職大学員に関し必要な事項について定める件（平成 15 年文科省告示 53 号）第 2 条第 2 項）等と同様の配慮が必要。
- ・ 実践的な職業教育を行う際には当該分野における人材需要が高度に専門的であるために、

一学科の収容定員の規模を小さめに設定する必要に迫られることが想定される。現在の大学設置基準では教員数等の算定では一学部の収容定員 200 名（入学定員 50 名）を最小の基準として規定されているが、新たな高等教育機関ではそれより少ない収容定員を設定。

- また、同一分野において、異なる修業年限の課程を置く場合等には、教員の負担（週当たりの担当授業時数等）が過度にならない限りにおいては、複数の課程を兼務する場合でも必要教員数としてカウントすることを認めるなど弾力的な扱いを認めることも考えられる。
- 運動場(第 35 条) 「校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設ける」→ 教養課程の体育を課さなければ不要。
- 校舎施設(第 36 条) 実験・実習室(第二項) → 第 5 項(体育館・体育館以外のスポーツ施設) → 同上。又、現地実習の部分をどう評価するか。
- 校地面積・校舎面積(第 37 条) 学生定員×10 m² → 前述の実践的職業教育を行う機関であることに伴う特性を踏まえれば、郊外でしか設置できない基準とすることは不適當。当該特性から都市部に設置しなければならないのに、広い校地面積が必要とされると、特に学校法人が設置主体となる場合、過度な負担を強いることになる。インターンシップ・現場実習、昼夜開講制等による社会人通学等についても考慮が必要。

7-3. むしろ、施設・設備の詳細な規程は避けることが好ましい。

Ex. 韓国は、大学設置基準を専門大学にも適用しているが（それでも校舎・校地に関して現場実習施設利用分、賃貸などの控除規定を設けている）、欧米の場合、大学を含めて、詳細規程は存在しない。

- アメリカのコミュニティ・カレッジ
「提案されているプログラムを支えるのに必要な教室、実験室、技術的設備等の確保」＝オハイオ州)。
- ドイツの大学・専門大学
プログラム審査が中心であり、財務諸表のチェックがあるが、施設設備の詳細規定はない。認証評価<質保証機構 2012>でも「物的資源：どのような物的施設、教室、図書館、コンピュータ室、実験室等、どのような物的施設が学修課程の実施のために存在しているか、のみ。

8. 認証評価

- 産業界が自己点検評価や第三者評価に参画することとする。それに加えて、例えば、学生の資格・検定試験等の合格率や、学生の授業評価の結果、卒業生に対する就職先企業の評価結果等も評価指標に加えることも考えられる。

